第Ⅱ編

四日市市

景観計画

解説書

手続き編

四月市市



届出に関する手引き



一 付属資料:届出様式

第Ⅱ編 手続き編 — 届出に関する手引き

景観法及び四日市市景観条例に基づく 手続きについて

1. 届出対象行為	1			
2. 景観形成基準	1			
3. 届出の手続き	2			
解説:届出の対象となる行為について				
1. 対象となる建築物について	3			
① 新築、改築、移転の場合				
② 増築の場合				
③ 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	の場合			
2. 対象となる工作物について	5			
① 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらの類す	るもの			
② 擁壁、のり面、護岸、堤防、その他これらの類するも	の			
③ 高架道路、高架鉄道その他これに類するもの				
④ 橋梁、歩道橋、誇線橋そのほかこれに類するもの				
⑤ その他の工作物				
3. その他の対象となる行為について	8			
① 土砂の採取又は鉱物の堀採				
② 開発行為・土地の形質の変更				
③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の)堆積			
付属資料:届出様式				
届出様式				
景観チェックシート	15			
委任状	21			

景観法及び四日市市景観条例に基づく手続きについて

まちの「ゆとり、潤い、美しさ」を目指して

四日市市では、都市景観条例に基づき大規模建築物等届出制度を運用し、市民の皆さんと協働して良好な景観づくりに取り組んできました。これまで行ってきた一定規模以上の建築物や工作物に加え、平成20年4月1日からは、「土石の採取」、「土地の形質の変更」、「屋外における物件の堆積」等の行為も届出が必要になりました。

これらの行為について、四日市市景観計画に定める景観形成の基準に適合している必要があります。

1. 届出対象行為

■届出対象区域:臨港地区を除く市内全域

■届出対象行為:以下の表の通り

■届出対象行為:以下の表の通り				
		新築(工作物にあっては新設)、 増築、改築又は移転	外観を変更することとなる修繕、 模様替又は色彩の変更	
建	築物	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を 超えるもの・増築後又は改築後の行為が当該基 準を超えるもの	高さ 13m又は建築面積 1,000 ㎡を超 えるもので、外観の変更等の面積が 500 ㎡を超えるもの	
	鉄筋コンクリート造の 柱、鉄柱等	・高さ 20mを超えるもの	高さ 20mを超えるもので、外観の変 更の範囲が外観の 2 分の 1 を超える もの	
	擁壁、のり面等	・高さ 5m、かつ長さ 10mを超える もの・増築後又は改築後の行為が当該基 準を超えるもの	高さ 5m、かつ長さ 10mを超えるもので、外観の変更の範囲が外観の 2分の1を超えるもの	
エ	高架道路、高架鉄道	・高さ 5mを超えるもの	高さ5mを超えるもので、外観の変更 の範囲外観の2分の1を超えるもの	
作物	橋梁、歩道橋	・幅員 10m又は長さ 30mを超えるもの・増築後又は改築後の行為が当該基準を超えるもの	幅員10m又は長さ30mを超えるもので、外観の変更の範囲が外観の2分の1を超えるもの	
	その他	 ・高さ13m又は築造面積1,000 ㎡を超えるもの ・増築後又は改築後の行為が当該基準を超えるもの ・工作物が建築物に定着して設置され、工作物自体の高さ5m、かつ工作物と建築物の高さとの合計が13mを超えるもの。 	高さ 13m又は築造面積 1,000 ㎡を超 えるもので、外観の変更の面積が 500 ㎡を超えるもの	
土石	開発行為(許可を受けないもの) ・ 面積 1,000 ㎡を超えるもの又は擁壁、のり面の高さ 5mかつ長さ 10: 土石の採取又は鉱物の掘採 土地の形質の変更 ・拡張後、増築後又は改築後の行為が当該基準を超えるもの			
	屋外における土石、廃棄物、 ・高さ 1.5mかつ面積 500 ㎡を超えるもので、存続期間が 90 日を超える ・ 拡張後、増築後又は改築後の行為が当該基準を超えるもの			

※行為の種類によって届出が必要となる場合があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

2. 景観形成基準

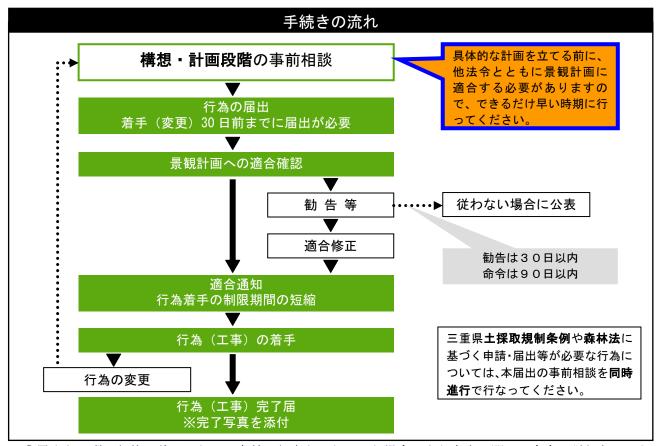
■景観形成基準

平成20年2月22日に四日市市景観計画を定めました。景観形成基準として、新たに「色彩に関する基準」を定め、彩度を制限します。なお、景観形成基準は大規模建築物等景観誘導基準を引継いだ基準としています。(内容については、「第1編 基準編」を参照してください)

3. 届出の手続き

■景観法及び四日市市景観条例に基づく手続の流れ

景観法では、同法及び条例等で位置付けられた行為等をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならないこととなっています。



- ◎届出をせずに行為に着手したり、虚偽の報告をしたりした場合、また内容に関して命令に従わなかった場合などは罰金に処せられることがあります。(景観法 第7章 罰則)
- ■四日市市のホームページより、以下の関連資料をダウンロードすることができます。

 $\underline{http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001815/index.html}$

景観計画 ⇒ 四日市市景観計画(PDF)

条例・規則 ⇒ 四日市市景観条例(PDF)・四日市市景観条例施行規則(PDF) 各様式 ⇒ 行為届出・行為変更届出・添付図書・チェックシート・完了届(Excel・Word)

■お問い合わせ先

四日市市 都市整備部 都市計画課 総務・まちづくり支援グループ TEL 059-354-8214 FAX 059-354-8404

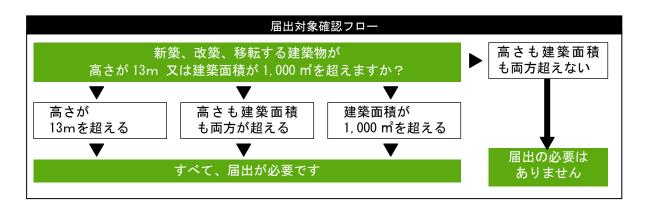
E-mail toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp

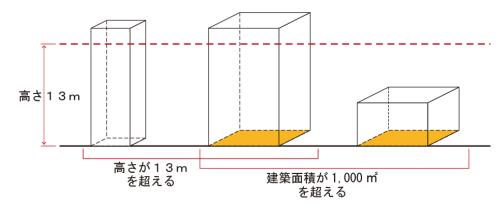
解説:届出の対象となる行為について

ここでは、1頁の表で示した四日市市景観計画に定める景観形成の基準への適合について、景観法及 び四日市市景観条例に基づき、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない「届出対象行為」 について解説します。

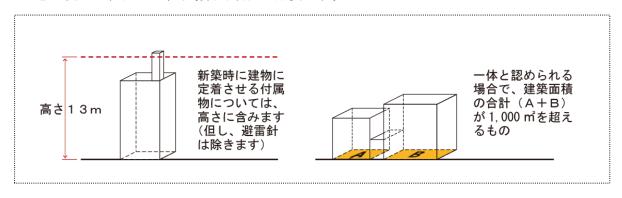
1. 対象となる建築物について

① 新築、改築、移転の場合

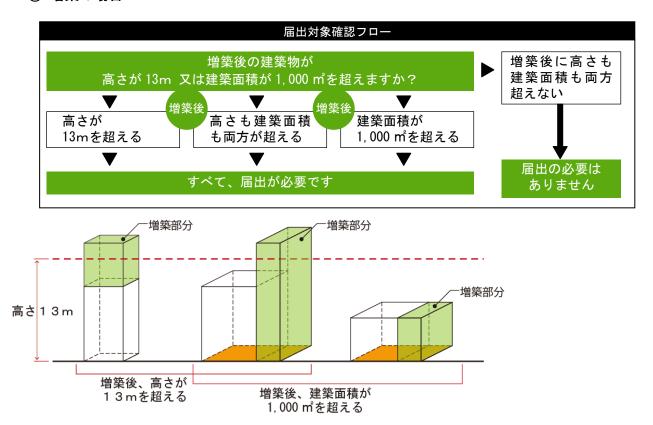




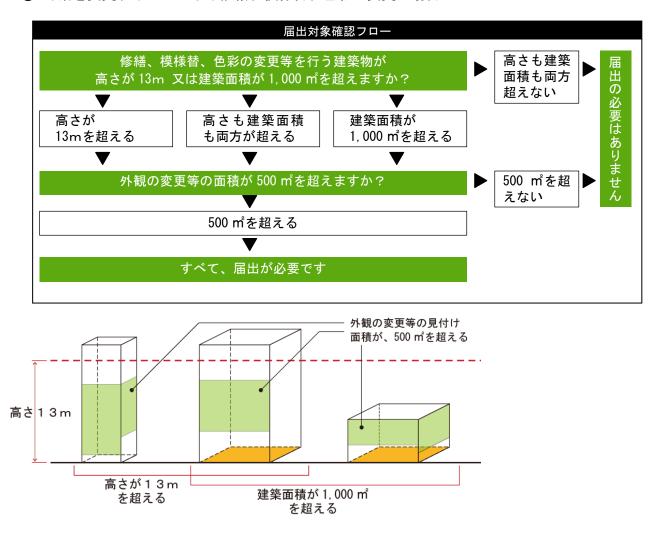
■ 注意:例えば、次のような場合も届出が必要です。



② 増築の場合

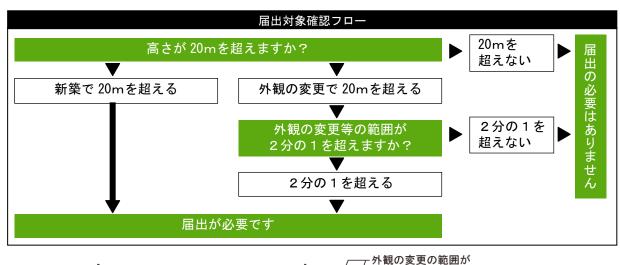


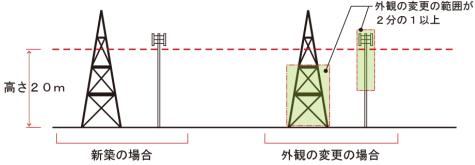
③ 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更の場合



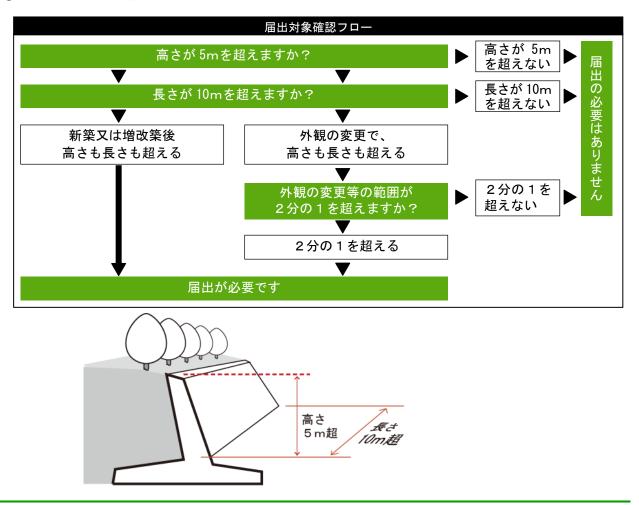
2. 対象となる工作物について

① 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの

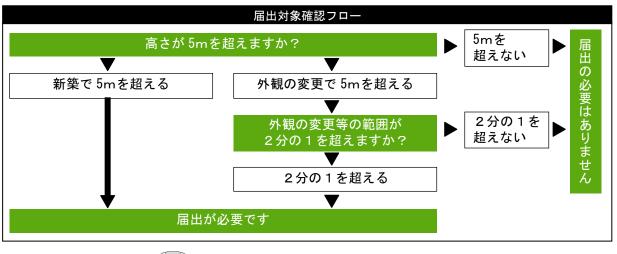


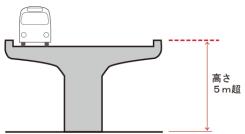


② 擁壁、のり面、護岸、堤防、その他これらに類するもの

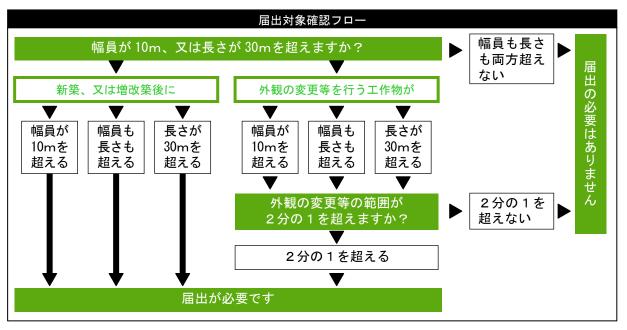


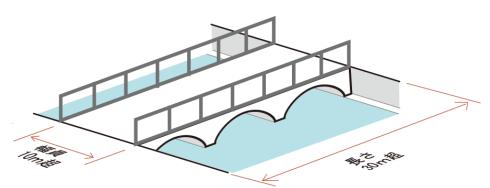
③ 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの



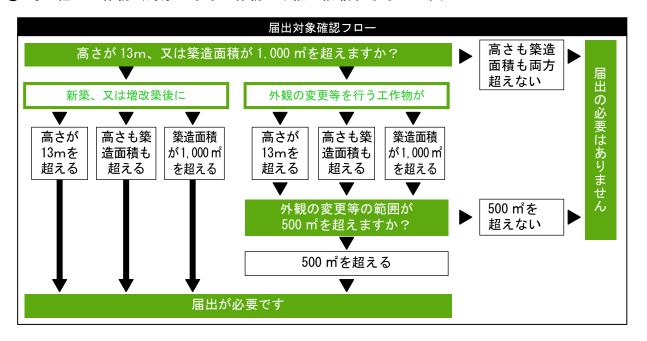


④ 橋梁、歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの

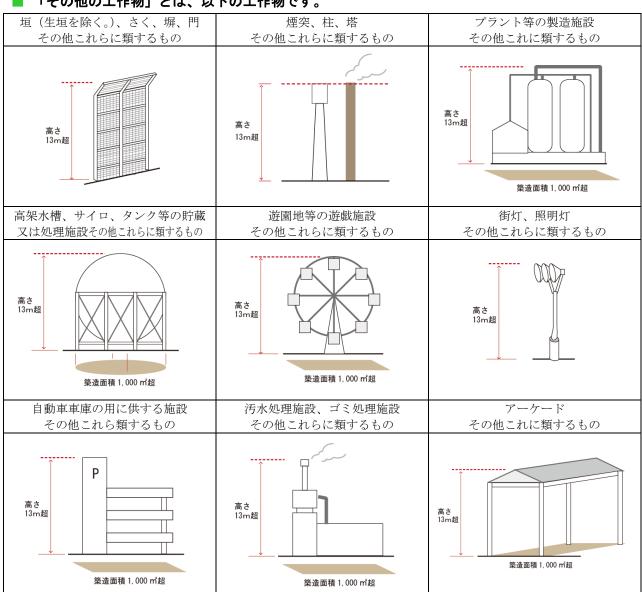




⑤ その他の工作物(対象となる工作物は下記に記載するものです)

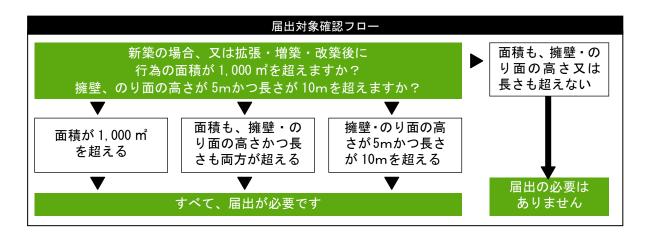


■ 「その他の工作物」とは、以下の工作物です。

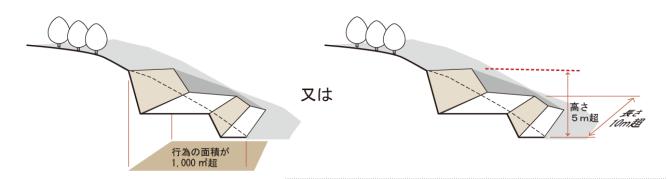


3. その他の届出が必要な行為について

① 土砂の採取又は鉱物の堀採

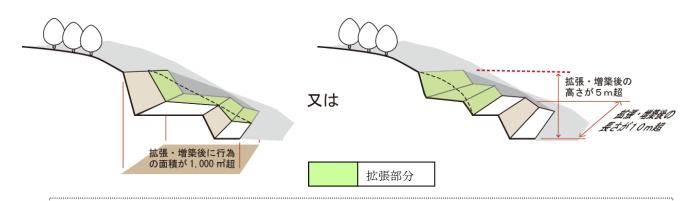


■ 新築の場合



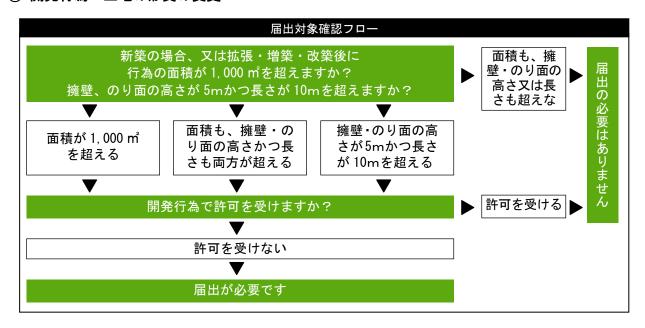
注意:面積が基準を超えていなくても、高さと長さが共 に基準を超える場合も必ず届出をしてください。

■ 拡張・増築・改築の場合

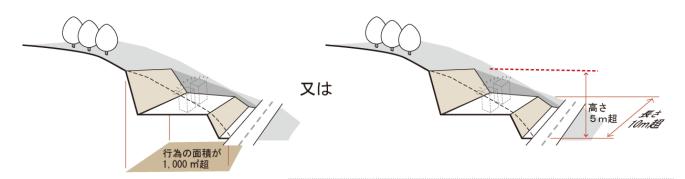


注意:拡張・増築・改築では、既設との合計が基準を超える場合も必ず届出をしてください。

② 開発行為・土地の形質の変更

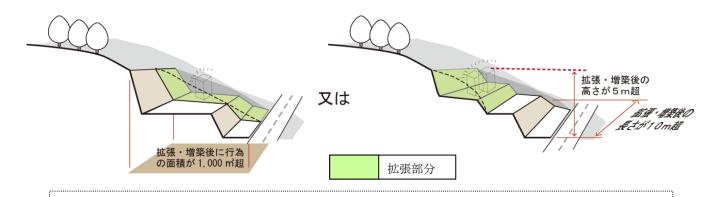


■ 新築の場合



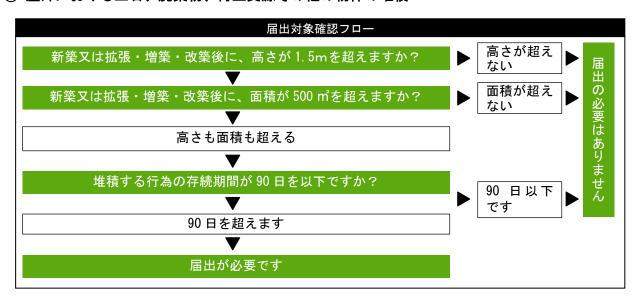
注意:面積が基準を超えていなくても、高さと長さが共 に基準を超える場合も必ず届出をしてください。

■ 拡張・増築・改築の場合

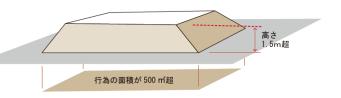


注意:拡張・増築・改築では、既設との合計が基準を超える場合も必ず届出をしてください。

③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



■ 新築の場合



■ 拡張・増築・改築の場合



注意:拡張・増築・改築では、既設との合計が基準を超える場合も必ず届出をしてください。

■ 注意:例えば、次のような場合は、一体の行為とみなします。

